

労働災害は なくそうで!

～労働災害の増加をストップしよう!～

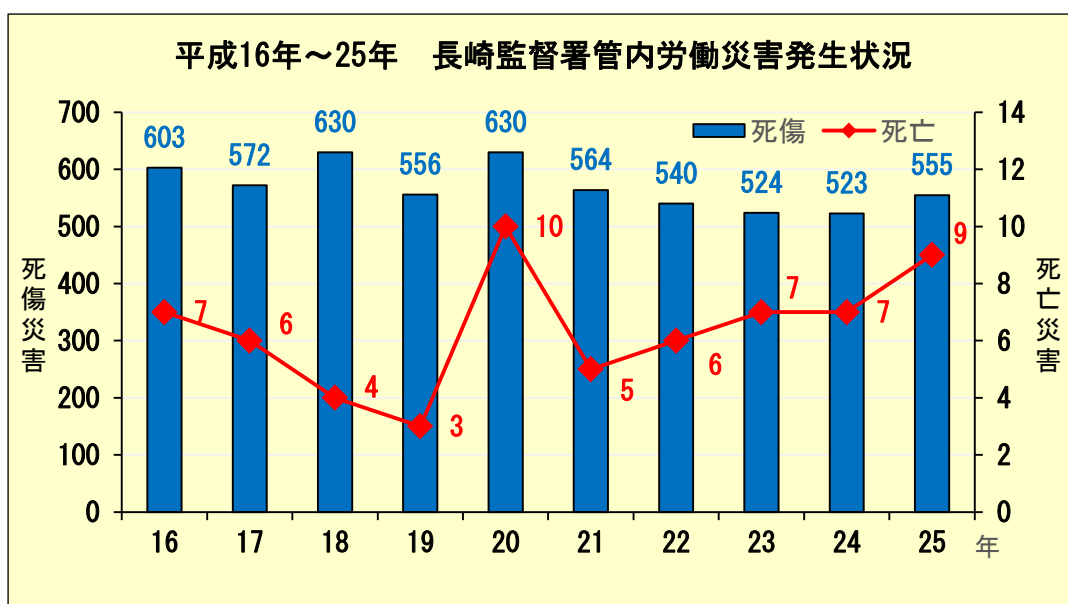


平成25年の労働災害発生状況

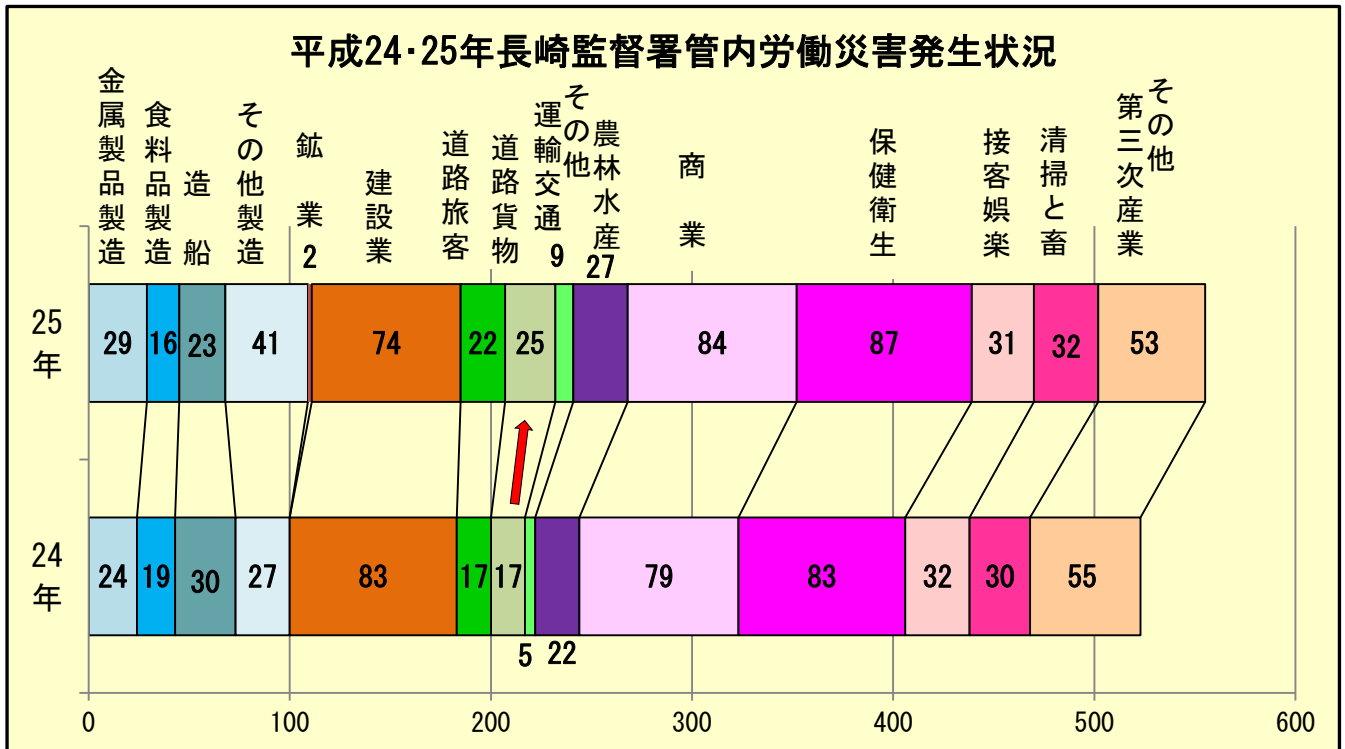
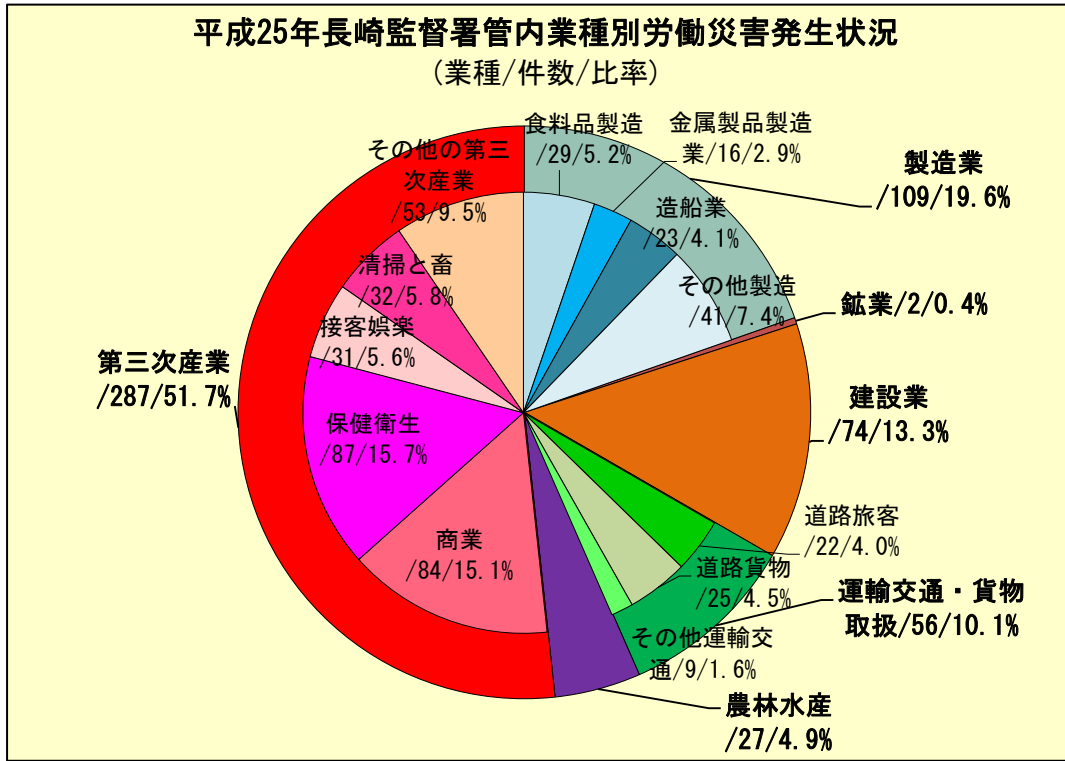
長崎労働基準監督署の管内（長崎市、時津町、長与町、西海市、五島市、新上五島町）において、平成25年に発生した休業4日以上の労働災害は555件で、前年に比べ32件（6.1%）増加しました。

特に、死亡災害は9件発生し、4年連続で増加しています。

労働災害は何としてもなくさなければなりません。



災害発生件数555件のうち、第三次産業が全体の半数以上(287件、51.7%)を占めており、特に保健衛生業(87件、15.7%)、商業(84件、15.1%)で多く発生しています。また、製造業(109件、19.6%)や建設業(74件、13.3%)でも高い比率で推移しており、道路貨物運送業では前年に比べ8件の増加となっています。



労働災害防止のための取り組み

1 事業場のトップによる安全衛生方針の表明と安全衛生計画の策定

事業場のトップが明確な「安全衛生方針」を示し、安全衛生の基本方針を掲げ、職場の安全衛生活動を計画的に実施しましょう。

- ・基本方針はスローガンだけではなく、具体的に示しましょう。
- ・基本方針は事業場内での掲示、朝礼での唱和、教育の実施等により、労働者に周知しましょう。
- ・基本方針に基づいた安全衛生計画を策定しましょう。

2 安全管理体制の確立

労働災害防止、労働者の健康管理は業務を行う上で重要であり、その責務は事業主にあることはいまでもありません。

しかし、事業主だけで全てを行うことは困難です。安全衛生管理担当者の選任、安全衛生委員会等の設置など安全衛生管理体制を整備することで、組織的な安全衛生管理に取り組みましょう。

3 機械設備・作業環境の安全化

- ① 機械の安全装置や安全カバーは有効な状態で使用し、安全装置等を解除した場合には使用できないようなシステムの導入を図りましょう。
- ② 高所や階段など墜落等の危険性がある場所には、手すりや滑り止めを取り付けるとともに、必要に応じ安全帯を使用しましょう。
- ③ 床面や通路は滑りにくいものにしましょう。
- ④ 床面や通路の段差はできる限りなくし、改善できないときには段差の表示をしましょう。
- ⑤ 作業するのに必要な明るさを確保しましょう。
- ⑥ 労働安全衛生のリスクアセスメントに取り組みましょう。

4 作業方法の確立

- ① 作業の内容をきちんと把握し、安全な作業方法を定め、労働者に周知しましょう。
- ② 整理整頓し、作業空間を確保しましょう。
- ③ 労働者に安全・衛生上、負担をさせないような作業方法を考慮しましょう。

5 安全衛生教育の実施

- ① 資格が必要な作業には資格者を従事させるとともに、無資格者による就業がないように、資格を計画的に取得させましょう。
- ② 労働者を雇い入れた場合、作業内容を変更した場合には、安全衛生に関する教育を実施し、作業手順を遵守するよう周知徹底しましょう。
- ③ うっかり、ぼんやりなどヒューマンエラーによる災害を防止するため、定期的に教育を実施し、安全衛生意識の高揚に努めましょう。
- ④ 交通ルールを遵守し、安全運転に努めましょう。

6 健康診断の実施

- ① 労働者を雇い入れるときの、雇入時の健康診断は必ず実施しましょう。
- ② 労働者に対する1年に1回の定期健康診断も必ず実施しましょう。
- ③ 特定業務従事者(深夜業従事者など)に対する6か月に1回の健康診断も忘れずに。
- ④ 有機溶剤や特定化学物質等を使用する労働者に対する6か月に1回の健康診断も忘れずに。
- ⑤ 健康診断の結果、有所見者には二次健診を受診させる等、労働者の健康確保に努めましょう。



7 第三次産業の労働災害防止対策

第三次産業では「転倒」「動作の反動・無理な動作」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」による災害が多く発生しています。

転倒防止対策

- ① 通路、床は滑りにくい材質にしましょう。
- ② 通路のくぼみや段差をなくしましょう。
- ③ 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
- ④ 通路に物を置かないようにしましょう。
- ⑤ 滑りにくく安定した履物を履きましょう。

墜落・転落防止対策

- ① 脚立や踏み台は平らな場所で使いましょう。
- ② 階段には手すり、滑り止めを設けましょう。
- ③ 高所の床の端には手すりを設けましょう。
- ④ トラックの荷台では無理な姿勢で作業せず、また、飛び降りたりしないようにしましょう。

はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ防止対策

- ① 作動しているスライサーなどの機械には絶対に手を入れないようにしましょう。
- ② 機械の清掃や修理の際は必ず機械を止めましょう。
- ③ 機械の安全カバーは有効な状態で使用しましょう。
- ④ 台車は押して使用し、周囲に十分注意しましょう。
- ⑤ 包丁などはよく研いだものを使用し、十分な教育・訓練を受けてから使用しましょう。
- ⑥ 刃物類は、使用后すぐ所定場所に保管しましょう。

動作の反動・無理な動作による災害防止対策

- ① 荷物は膝を軽く曲げ、呼吸を整えながらゆっくり持ち上げましょう。
- ② 重量物はできるだけ複数人で運びましょう
- ③ 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業しないようにしましょう。

8 建設業の労働災害防止対策

建設業では、「移動式クレーン・建設機械」災害、「墜落・転落」災害、「崩壊・倒壊」災害のいわゆる建設三大災害で重篤災害が発生していることから、これらの災害に着目した対策をたてましょう。

移動式クレーン・建設機械災害防止対策

- ① あらかじめ作業計画をたて、その内容を作業員へ周知しましょう。
- ② 移動式クレーンの過負荷防止装置は無効にしないよう徹底しましょう。
- ③ 無資格での運転はしない！させない！
- ④ 主たる用途以外には使用しないこと
- ⑤ 建設機械の特定自主検査、定期自主検査を適正に実施しましょう。

墜落・転落防止対策

- ① 手すり先行工法を採用しましょう。
- ② ヘルメットは墜落時保護用を使用しましょう。
- ③ ニ丁掛け安全帯を使用しましょう。
- ④ 手すり等の墜落防止設備の設置を徹底しましょう。
- ⑤ 足場を使用するときは、作業開始前に必ず点検しましょう。

崩壊・倒壊災害防止対策

- ① 地山の掘削作業主任者による地山点検などの職務履行を徹底しましょう。
- ② すかし堀りは禁止すること
- ③ 土止め先行工法を採用しましょう。
- ④ 足場・型枠支保工の壁つなぎ、筋かい、水平つなぎ等を適切に設置しましょう。

9 陸上貨物運送業の労働災害防止対策

陸上貨物運送業では、労働災害の7割以上が配送先（荷主先）で発生しています。荷役作業の防止のために以下のことに取り組みましょう。

- ① 厚生労働省「荷役作業安全ガイドライン」に基づく取組を行いましょう。
- ② 荷役作業の墜落・転落災害防止や荷の運搬中の災害防止を含む安全衛生教育を、トラック運転者に対して実施しましょう。
- ③ 荷主等が管理する施設での陸運事業者の作業員の災害防止対策について、ガイドラインに基づく荷主等の対策についての理解が進むよう、荷主等と連携を図りましょう。

このパンフレットに関するお問い合わせは

長崎労働基準監督署 安全衛生課 TEL. 095-846-6392 まで

(2014.05)

